

明石市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 開催状況

1 会議名	令和5年度第2回明石市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
2 開催日時	2023年(令和5年)10月6日(金) 10時00分~11時55分
3 開催場所	明石市立市民会館 第1・2会議室
4 出席者	分科会委員(委員11名中 出席者8名)
5 内容	<p>1 開会</p> <p>2 委員等の紹介等</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 高齢者福祉の基本理念について 明石市高齢者いきいき福祉計画及び第9期介護保険事業計画の施策展開の基本方向</p> <p>(2) 人口、認定者数の将来推計について</p> <p>(3) 介護保険施設等実態調査結果及び居宅介護支援事業所アンケート調査結果の概要</p> <p>(4) 介護保険施設等の整備(案)について</p> <p>(5) 介護保険料(案)について</p> <p>(6) その他</p> <p>4 閉会</p>

6 配付資料等一覧

- (1) 令和5年度第2回明石市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会次第
- (2) 資料1 基本理念と施策展開の基本方向
- (3) 資料2 人口、認定者数の将来推計について
- (4) 資料3-1 介護保険施設等実態調査結果の概要
- (5) 資料3-2 居宅介護支援事業所アンケート調査結果の概要
- (6) 資料4-1 介護保険施設等の整備(案)について
- (7) 資料4-2 養護老人ホームの定員について
- (8) 資料5 介護保険料(案)について

7 会議の議事録

詳細については別紙参照

議事録 内容記録

事務局	1 開会 (10時00分) 本会議は、委員 11 名のうち、過半数を超える 8 名が出席しており、明石市社会福祉審議会規則第 4 条第 3 項の規定に定める開催要件を満たしていることを報告する。
専門分科会長	2 議 事 以降の議事は次第に沿って進行させていただく。
事務局	「(1) 高齢者福祉の基本理念について」、資料に沿って説明。
専門分科会長	質問、意見等はないか。
委員	基本理念のなかで、重層的支援体制に障害者等の事も書かれているとの話であったが、高齢者はあるが障害者の表現がなく、障害者への支援が見えない。次回の会議で、障害者についての目線をもう少し含めて協議して欲しい。
事務局	基本的には介護保険事業計画であるので、このような表記になっているが、頂いたご意見を踏まえて基本理念のなかに入れ込められるようなら入れ込んでいきたい。高齢で障害があることはありえることなので、障害者の視点を取り入れて考えていきたい。
委員	「2. 適切な介護保険サービスの確保」にある「⑥感染症対策の促進」とはどのような内容か。
事務局	詳細な内容についてはこれから施策に落とし込んでいくが、新型コロナのような感染症が発生してもサービスが継続していけるように施設・事業所の取り組みを後押しする。あるいはBCPの作成が義務付けられているため、この取り組みを支援し、感染症の発生が原因で、支援が必要な人の支援が途切れないようにと考えている。
事務局	「(2) 人口、認定者数の将来推計について」、資料に沿って説明。

<p>専門分科会長</p>	<p>質問、意見等はないか。</p>
<p>委員</p>	<p>これから介護保険施設等の設置をどうするかを検討すると思うが、その基となるのが人口、認定者数の将来推計のデータになると思う。人数はこの資料で分かるが、例えば、認知症の方や、障害者がどれくらいいるのかといった分析を基にして施設をどうするかを考えるべきではないか。そのようなデータがあれば次回ご検討願いたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>第1回会議の資料5の「明石市の高齢者の状況等について」で、認知症高齢者の推移・障害高齢者数の推移を示している。この資料を見ると、介護認定者数に占める認知症高齢者の割合は50%程度、障害高齢者の割合は70%超となっており、両方に該当している人もいる。そういった数値を参考にしながら今後、検討していく。</p>
<p>事務局</p>	<p>「(3) 介護保険施設等実態調査結果及び居宅介護支援事業所アンケート調査結果の概要」「(4) 介護保険施設等の整備(案)について」、資料に沿って一括説明。</p>
<p>専門分科会長</p>	<p>質問、意見等はないか。</p>
<p>委員</p>	<p>資料3-1の5ページの特別養護老人ホームにおける入所可能者の内辞退者数について、恐らく重複して申し込んだ人の数が含まれている。私たちの施設でも入所希望者が来られると「この施設だけ申し込んでいる。」と言われるが、特別養護老人ホームにしても介護老人保健施設にしても、即入所したい場合は、恐らく重複して申し込んでいるのではないかと思う。部屋に空きが出たことを伝えても「もう別の施設に入っている。」と言われることがよくある。重複して申し込んだ人の数が入っていないかをお聞きしたい。</p> <p>待機の場合は、退所は除き、入院された場合は恐らく戻ってくることを勘案して何か月間か部屋を空けて待っておかなければならないが、それを空きとするのか待機とするのかお聞きしたい。</p> <p>資料3-2の「居宅支援事業所アンケート調査」について、市内居宅介護支援事業所の回答数が54事業所、回収率63.5%で、このなかにケアマネジャーが約300名、主任ケアマネジャーが約100名いるということだが、介護支援専門員の確保が「充足」または「概ね充足」</p>

という回答結果は私達には考えられない。アンケート調査を特定（事業所加算をとっている）事業所と一人（ケアマネジャーの）事業所を一緒にして調査しているのではないか。この調査をするときに特定事業所か、一人事業所かを聞き取って調査をするとアンケート結果に違いが出てくると思う。一人事業所であれば「満足している」「充足している」という結果が出てくると思うが、特定事業所は「ケアマネジャーの数がたくさん欲しい」「できれば主任ケアマネジャーが欲しい」といった回答がでてくると思うので、調査結果が少しおかしいのではないか。

医師や薬剤師といった国家資格は、更新時に研修を受ける必要はないが、ケアマネジャーには研修がある。研修期間は9日間と長くなってきており、研修費用も3万9千円かかる。5年に一度更新があるので、職員から「5年ごとの更新時期が主任ケアマネジャーにとって辞め時だ。」と言われた。処遇改善加算がないことで、給与がかなり低くなっていることも問題である。来年度にケアプラン料が有料になるかが問題になっているが、恐らく有料にならないと思う。主任ケアマネジャーの資格は取れるがすぐやめてしまう。ケアマネジャーが不足しているなか、辞めてしまわれるのが一番困る。千葉県ではケアマネジャーに対して処遇金を出しているの、明石市も処遇改善手当金を出すなど考慮してほしい。

短期入所生活介護から介護老人保健施設への転換を公募し、35床の整備を達成したということだが、介護老人保健施設にしても特別養護老人ホームにしても空きベッドが増えている。ある施設では、介護老人保健施設から特別養護老人ホームに変えようかとの話しをしていた。つまり部屋が空いているのであれば特別養護老人ホームにして入居者を入れればどうかと考えている施設もあるということを知ってほしい。

介護老人保健施設にしても特別養護老人ホームにしても、ターミナルでお預かりするようになっているが、本当のターミナルというのは老衰だけである。癌の末期の方をお預かりしていると言っても、最終的には家族相談によって医療ニーズを希望される。誤嚥性肺炎になられたら、まず病院を受診して入院をお願いされる。何のためのターミナルなのか。本来、ターミナルというのは最後まで介護老人保健施設や特別養護老人ホームでお預かりすることだと思うが、医療ニーズの方が強くて病院を受診される。施設でのターミナルは少なくなっており、医療ニーズの高い方が多いという現状をお伝えしたい。

<p>事務局</p>	<p>特別養護老人ホームの入所可能連絡者 505 名に重複があるかの質問についてだが、重複はある。各施設から名寄せをしない状態で、「どれだけ待機者数がいたか」という質問をし、「そのうち何人断られたか」ということを確認したものである。</p> <p>待機者の考え方として、入院の方は戻ってくるのが前提なので待機者として考えていないと認識している。</p> <p>介護保険制度では市民が市内の施設を必ず利用するというものではなく、市外の方も利用する。また、市民も市外の施設を利用できる制度のため、処遇改善加算については、国が広域的に取り組むべきものだと考えている。ケアマネジャーは介護職に比べて国の処遇改善加算が少ないという状況にあるので、市として国にしっかりと他の介護職と同様に処遇改善加算があたりるように要望をあげていきたい。</p> <p>ケアマネジャーの研修の費用や日数の負担に関しても、基本は国が決定しており、各都道府県で様々なアレンジをして実施している状況である。負担軽減の要望を国にあげていきたいと考えている。そのうえで、市として更新時の負担等を少しでも軽減できないか、そのために何をすべきか、何が出来るのかを引き続き検討していきたいと考えている。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料 3-2 のアンケートについて、この度の調査では 80 事業所のうち 54 事業所から個別に回答をいただいているので、特定事業所加算をとっている事業者か、一人ケアマネジャーの事業所かの区別はできる。特定事業所加算をとっていて複数のケアマネジャーを配置している事業所の「充足」「概ね充足」「不足」の回答については、報告させていただきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>明石市に介護で戻ってきた人、再就職した人の数はどれぐらいいるのか。その人たちに対して報奨金を出していただきたい。地域加算というものがあるが、神戸市が高く、明石市とは 10%ほど差があるので、給料が高い神戸市に人が流れている。明石市に戻ってきた方には報奨金を出すと、明石市で 10 年、20 年、30 年と勤めた方には報奨金を出すことをできないか。そのようなことが人材が長続きする施策ではないかと前回も話したが、結果はどうかお聞きしたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>明石市に Uターン、I ターンの方が何人いるかということは前回お</p>

	<p>答えしたとおり、把握できていない。また、その方たちに報奨金を出すかどうか、また何年か勤めた方に報奨金を出すかどうかに関しては、今、予算編成時期であるので、庁内で何をすべきか何が出来るのかを検討しているところである。ケアマネジャーの問題も含めて総合的に明石市として人材確保・育成・定着について何をしていくかというところを引き続き検討していきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>先日、明石商業高校にてオープンキャンパスがあり、かなりの人が来られたと聞いている。募集要項を見ていると募集は推薦枠の30名ぐらいだけであったが、募集人数をそれ以上に増やさないのか。介護を学ぼうと思っていた生徒が介護以外に流れてしまわないか。推薦枠だけに頼るのではなく、もう少しPRはできないか。</p>
<p>事務局</p>	<p>明石商業高校の進学希望者について、現状、30名程度であったとのことであるが、今はまだ申し込みの段階ではないので、ここから進学希望者数が増減することは各高校どこも同じ状況である。今年度に関しては、推薦という形で入試をやっていくことを決めていると聞いている。ご意見があったことは明石商業高校の事務局に伝えたい。</p>
<p>委員</p>	<p>資料4-2の養護老人ホームの定員のところで、措置者数78人で、現定員数180人を大きく下回っているということだが、例えば、難聴・視覚の障害者の老人ホームは明石市にあるのか。障害者は養護老人ホームに入れなのか。障害者の方を受け入れたら、その分だけ施設の収入が増えるといったことがないのか。定員が減ったから職員を減らすのではなく、障害者を受け入れて、かつ収入金額が増えれば給料のアップもできるし、丁寧なケアができるのではないかと一つの提案としてお願いしたい。</p> <p>施設へのアンケートは行っていると思うが、利用者の保護者のアンケートは実施しているのか。実施しているのなら結果を知りたい。自分の母親も老人ホームに入っていたが、ネグレクトの虐待を受け、別の老人ホームに移ったことがあった。虐待がされていないかの記載がなかったので気になった。</p> <p>資料3-1の3ページにいろいろな施設の記載があるが、すべて「高齢者等」となっているが「等」とはどういう意味で、誰を指しているのか。障害者のことなのか明確にしてほしい。</p> <p>サービス付き高齢者向け住宅のところで、ケアマネジャーと契約し</p>

<p>事務局</p>	<p>て介護サービスの提供を受けることができる。制度上決まっているのなら仕方がないが、他の施設でも介護サービスを受けられるようにした方が良いのではないか。高齢者等とあるので、障害者もサービス付き高齢者向け住宅で受け入れることはできないのか。</p> <p>養護老人ホームは、老人福祉法で定められており、原則 65 歳以上の方、事情のある方で 60 歳以上の方が対象となっている。視覚に障害をお持ちの方などもおられるが、明石市内の 2 施設については、視覚障害者のために環境を整備した養護老人ホームとはなっていない。神戸市灘区と洲本市に盲養護老人ホームがあり、全国都道府県各 1 か所あるが、兵庫県は 2 か所ある。明石市で弱視、全盲の方はそちらの老人ホームに措置して生活してもらう。この施設には措置費がそれ相応の加算がついた額で支給しており、施設の整備についてもそういった方が生活しやすい状況となっている。また精神的な疾患であったり、知的障害をお持ちの方については、65 歳になられたところで、例えば障害者の施設の方から養護老人ホームで生活した方が良いのではないかと相談を受けたり、精神科の病院から相談を受けたりと、話をしながらご本人の気持ちに沿いながら必要に応じて措置をしている状況である。</p> <p>難聴者については、明石市としては明石愛老園、高岡園にてしっかり対応している。</p>
<p>事務局</p>	<p>施設において不適切な介護、虐待があった場合、明石市の通報窓口として介護保険担当、高年福祉担当、施設や事業所等に指導監査する福祉施設安全課で受け付けており、相談・通報があった場合は速やかに調査を行い、虐待があった場合は是正措置を求めている。また、虐待まではいかなくても不適切な介護、望ましくない言動等があった場合は是正するように指導している。そのような事例があれば適切に対応している。</p> <p>資料に「高齢者等」と載っているが、65 歳未満の方であっても、若年性認知症、脳血管性障害等の加齢に伴って発症するような特定の疾患をお持ちの方は、介護保険サービスが受けられるので、施設を利用いただける場合がある。</p> <p>資料 3-1 の 3 ページについて、(1) から (4) については介護保険の施設となっているので、入所している段階で基本的に介護保険のサービスを利用している。(5) の住宅型有料老人ホーム、サービ</p>

<p>委員</p>	<p>ス付き高齢者向け住宅、(6)の軽費老人ホームについては、介護保険の施設ではないので、もし介護保険のサービスを使う場合は、自宅にいるときのように外部からヘルパーに来てもらってサービスを受けることができる。</p> <p>サービス付き高齢者向け住宅が65歳未満の方が入れるかどうかというのはその施設がどう対応するかによるので市では把握していない。</p> <p>介護医療院をつくるということで、良かったと思っている。50床ということに何か根拠はあるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>明石市内に介護医療院がなく、市外の介護医療院のサービスを使われている方が50名前後いるので、その数を一つの目安としている。また、介護医療院は、医療病床からの転換あるいは病院敷地内への新設を想定しているが、医療機関から話を聞くなかで、1施設50床を計画することにした。</p>
<p>委員</p>	<p>介護人材が不足しているなかで、施設は外国人の研修生を受け入れていると聞くが、その方達は技能実習だけで終わっているのか。それとも、明石市や国でライセンスがもらえるのか。</p> <p>介護人材の報酬は、業務量に比べて低いとよく聞くが、明石市の施設の報酬は、同等の市町村に比べて安いのか。よく経営者は儲かっていると聞くが、市は業務監査をしていると思うがどうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>人材不足による外国人労働者の就業について、明石市内の施設でも受け入れはそれなりにあるとは聞いているが、具体的に何人いるかは分からない。施設に入った後、永住資格を取るところまで進まれているかについても把握していない。全国的に見るとそのように進む方は少ないという状況なので、明石市でも同じ状況ではないかと考えている。</p> <p>他の市町村と比較した明石市の介護職の給料水準についても、把握できていない。</p>
<p>事務局</p>	<p>市の指導監査の部署が各事業所や施設に運営指導を行っており、また社会福祉法人の監査にも入っているので、その中で法人の運営や、事業の実施内容、会計などについて監査を行っている。不適切な内容</p>

<p>委員</p>	<p>がある場合、是正するよう指導しているので、基本的には不当に扱われていないと認識している。</p> <p>養護老人ホームの定員を減少するとあるが、空き室の有効活用を考えてほしい。</p> <p>ケアマネジャーからは特別養護老人ホームの入所が困っていると聞くが、施設側からは十分だと聞くし、資料の数字からも十分充足していると判断できる。ケアマネジャーと施設側の受け取り方に若干ずれがあるのか。市はどのように分析しているのか。</p> <p>主任ケアマネジャーの研修の費用負担の話があったが、研修費用は恐らく事業所が負担しているのではないかと思う。どちらが負担しているかによって、事業所に補助するのか、ケアマネジャーに補助するのか、負担をしているところを検証したうえで計画して欲しい。</p>
<p>事務局</p>	<p>養護老人ホームの定員減について、明石市内に整備されている二つの養護老人ホームは、どちらも二人部屋となっている。精神的疾患、認知症の方などで、二人部屋では生活が難しい方がおられる。その場合、市外の個室のある養護老人ホームに措置しなければ生活がうまくいかない方もたくさんおられる。ただ明石市で生活してこられた方が今後も明石市で生活をしていけるように、定員を減らすことによって個室の整備ができるということが大きなメリットとなっている。今回の計画の中で、明石市内で多様な方が生活していけるような整備になればと考えている。</p>
<p>事務局</p>	<p>特別養護老人ホームの入所申し込みについて、施設側は待機者があまりいないと言っている一方で、ケアマネジャーは空き室がなくて困っているというアンケート結果になっていることに関して、ケアマネジャーへの市の質問方法に問題があったと考えている。ケアマネジャーに「入所できず困ったことがありますか」という質問をしているので、一度でも困ったことがあると「困ったことがある」という回答になってしまい、結果に乖離がでていのではないかと考えている。市外の施設に聞いても施設側の見解と同様の意見をいただいているので、施設が感じていることを実態として認識している。</p> <p>主任ケアマネジャーの研修費用は、事業所がほとんど負担しているのではないかということについて、明石市では更新研修の資格の助成はしていないが、21 資格の取得に対して助成をしている。これらの内</p>

	<p>訳をみると、昨年度は7割くらいが個人からの申請になっている。個人の申請に対して2分の1の補助、事業所からの申請に対して4分の3の補助を行っている。大半は個人申請となっているので、ケアマネジャーの研修費用も恐らく個人から出されているものが多いのではと推察している。</p>
<p>委員</p>	<p>補助を出すときはそういったところをしっかりと検討していただき、ケアマネジャー自身がしっかりと補助を受けられるようにしてもらいたい。</p>
<p>委員</p>	<p>ケアマネジャーの更新研修は9日間という長い日数であり、有給休暇で行くか出張で行くか施設によって異なる。施設の費用援助の方法についても施設によって異なる。個人資格で資格を取るなりすぐに施設を辞めてしまうということもあるので、私の施設では有給休暇を取って、費用は個人持ちとしている。施設によっては出張で行っているところもある。研修日数がだんだんと長くなっているの、常勤者が9日間空いてしまうと、その間、利用者を困らせてしまうことになる。一人事業所のところはどうかされているのか。私の施設の場合は、常勤者が8人いるので、援助し合いながら出張している。研修期間は、昔は3日間ほどであったが、現在は9日間と長くなっている。その期間はどうしているのか心配である。有給休暇を取らせているところもあれば出張のところもある。施設が援助しているところもあれば援助していないところもある。私の施設では、出張扱いにすると報告書を書く必要があるの、それが嫌で自分のお金で行く方もいる。このように施設によってばらつきがあるということをお伝えさせてもらおう。</p>
<p>委員</p>	<p>私は一人ケアマネジャーをしている。昨年9月と10月の9日間研修に行ってきたが、その間は仕事が溜まるので土日に仕事をしてきた。一緒に受講した人の中には日曜日も仕事だと言っている人もいた。ケアマネジャーの資格がないと仕事が続いていけないので、研修費用は会社の経費で出すことに決めた。高齢者が施設に入所できないことや、ショートステイが取れないことは、本当に切実なことである。いろいろな施設に電話をして何とかどこかが空いているという状況である。ユニット型は入所費用が高いため、多床室の申込希望者が多い。</p>

委員	<p>今までいろいろな方のお話、専門職の方のお話を聞かせていただき、地域住民としては、施設の充実とか人材の確保、ケアマネジャーの話などは、イコール地域住民が安心して過ごして暮らせるという基本理念になってくると思う。解決できるところは解決していただき、地域住民が安心して暮らせる明石市になっていただきたいと思う。</p>
委員	<p>先ほど施設の外国人採用の話があったが、根本的に介護サービスをすることは少ないと思う。外国人を採用した場合に明石市から補助金を出すのはどうか。将来的にはそういった施策をしないと介護人材が足りなくなると思うので要望する。</p>
事務局	<p>外国の方を雇いたいので支援をしてほしいという話がある一方で、日本の方を確保したいので支援をしてほしいという意見もあるなど事業所によって方向性が異なる。これから労働人口が減少していくなかで、一つの解決方法として外国の方の採用や、業務の改善ということでICTを使った効率化といった取り組みが進んでいくことになる。本市では出来る限り日本の方を採用できるように支援していく方向で進んでいるが、将来的な課題として検討していきたい。</p>
事務局	<p>「(5) 介護保険料 (案) について」、資料に沿って説明。</p>
専門分科会長	<p>質問、意見等はないか。</p>
委員	<p>明石市内で介護保険料を払えない方は何名ぐらいいるか。高所得者から段階的に保険料を上げて取っていくというやり方だけでは難しくなっていくのではないかと。30歳以上の方から2号被保険者として介護保険料を取っていかないと、特に団塊の世代が高齢化になると、ますます資金が枯渇していくのではないかと。</p>
事務局	<p>現年度保険料のうち、年金からの特別徴収になっている方、納付書や口座引き落としで普通徴収している方がおり、現年度保険料の収納率は99.21%、年金からの収納率は100%である。一部の普通徴収の方から徴収できていない保険料があり、その未納保険料は滞納繰越として翌年に繰越をしている。保険料滞納者には納付相談などを行い、納付してもらえるようにお話をしている。なお、昨年の滞納繰越の収納率は19%で、例年に比べると少しずつ収納率は下がっている。できる</p>

<p>委員</p>	<p>だけ公平性を持って、保険料を負担してもらうように話しを進めている。</p> <p>介護保険給付費準備基金とあるが、今はいくらぐらいあって、設置目的は何か。団塊の世代のために使うといった考えはないのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>保険料については、計画期間中3年間に必要となる介護サービスにかかる費用を出して、そこから先ほど申し上げた計算で保険料を試算していく。その期間の費用は、すべて公費負担と第1号・2号被保険者の保険料で賄うことになっているが、見込んであるサービスの費用がそれほどまでいかなかった場合には、余った保険料を介護保険給付費準備基金に積立てておき、もし保険料が不足する事態になったときには取り崩して不足分に使うということになっている。</p> <p>令和4年度の決算では約36億円あり、今年度は予算上は7億円取り崩す予定であるが、恐らくそこまではいかないと思うので、現時点では、今年度が終わった時点で、基金の残高は33億から34億円になるのでないかと想定している。基金は、将来的に保険料の抑制や保険料が不足した場合の補填に充てていくことを考えている。</p> <p>仮に、保険料が足らず、基金も底をついて無くなってしまうと、次は県の財政安定化基金からお金を借りて費用を賄うことになる。その場合、借りたお金は保険料を原資に返済することとなるので、次の計画期間で、3年間に必要な保険料に県から借りたお金を返すのに必要な額を加えて保険料を払ってもらうことになり、保険料は非常に上がる。そうならないように適正な保険料を設定する必要があり、また今後の介護保険制度の持続可能性などを考えながら適切に基金を活用していく。</p>
<p>専門分科会長</p>	<p>「(6) その他」について、全体を通して、質問、意見等はないか。</p>
<p>委員</p>	<p>施設の改修・増築・新築する場合、国・県・市から補助金があると思うが、その内容を市から施設側に周知しているのか。また県から市にも周知されているのか。ある市ではそういった助成についてよく知らないという話を聞いた。利用状況が分かれば教えて欲しい。</p>
<p>事務局</p>	<p>県から施設の改修・増築・新築などに関するいろいろな補助金が出ており、単価が毎年見直され、改定すべきところを改定されて、県か</p>

専門分科会長	<p>ら市に通知が届いている。補助金に限らず、県からの通知が来れば、すべて事業所へ案内している。</p> <p>今後は、いただいた意見も参考にして、当会議を進めていく。なお、今後の進め方については、事務局から説明のあったスケジュールをベースに私と事務局で調整していきたいと考えている。また委員の皆様 に意見を聞くこともあると思うが、協力をお願いしたい。</p> <p>次回の開催日程だが、11月27日13時30分を予定している。</p> <p>3 閉 会 (11時55分)</p>
---------------	---